

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（七件）

（注）※は予算関係法律案

号 番	件 名	院議先	月 提 日 出	参 議 院		衆 議 院		備 考	
				委員会付託	委員会議決	委員会付託	委員会議決		
16※	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	衆	二、 三、一三	二、 三、二二 (予)	可 決 五、二四	二、 五、二五	二、 三、一三	二、 四、一九 二、 四、一九	
17※	恩給法等の一部を改正する法律案	ク	三、一三	三、二二 (予)	可 決 五、二九	五、三〇	三、一三	四、二六 四、二七	
19※	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	ク	三、一三	六、一	可 決 六、一四	六、一五	五、一七	五、二九 五、三一	衆本会議趣旨説明 五、一七
33※	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案	ク	三、二二	三、二二 (予)	可 決 三、三〇	三、三〇	三、二二	三、二八 三、二八	
36	即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案	ク	三、二二	三、二六 (予)	可 決 五、二四	五、二五	三、二二	四、一九 四、一九	
49	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	ク	四、一八	四、一八 (予)	可 決 六、一九	六、二〇	四、一八	六、五 六、五	

議決案件（一件）

1	号 番		
決案	件 名	日本国憲法第八条の規定による議	
衆	院議先		
二、 六、一五	月 提 日 出		
二、 六、一五 (于)	参 議	委員会付託	
二、 六、二六	院 議	委員会議決	
二、 六、二六	院 議	本会議議決	
二、 六、一五	衆 議	委員会付託	
二、 六、一九	院 議	委員会議決	
二、 六、一九	院 議	本会議議決	
	備 考		

65	号 番		
臨時行政改革推進審議会設置法案	件 名		
衆	院議先		
二、 五、一五	月 提 日 出		
二、 六、一八	参 議	委員会付託	
二、 六、二六	院 議	委員会議決	
二、 六、二六	院 議	本会議議決	
二、 六、一五	衆 議	委員会付託	
二、 六、一四	院 議	委員会議決	
二、 六、一五	院 議	本会議議決	
二、六、五 衆本会議趣旨説明 六、一八 参本会議趣旨説明	備 考		

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、内廷費の定額等を改定しようとするものであって、その内容は次のとおりである。

一、内廷費の定額を三千三百万円増額して二億九千万円に改定する。

二、皇族費算出の基礎となる定額を三百五十万円増額して二千七百万円に改定する。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、内廷費の定額を三千三百万円増額して二億九千万円に改定するとともに、皇族費算出の基礎となる定額を三百五十万円増額して二千七百万円に改定しようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日について所要の修正が行われております。

次に、即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案は、本年十一月十二日に国の儀式として行われます天皇陛下の即位礼正殿の儀に際し、国民こぞって祝意を表するため、この日を休日としようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、日本国憲法下における即位礼、大嘗祭等皇位継承儀式の意義、大嘗祭に対する公金支出と政教分離の関係、内廷費の内訳等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より両案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額等を増額することにより、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、恩給年額の計算の基礎となっている仮定俸給年額を、平成二年四月分以降、二・九八%引き上げる。
- 二、普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成二年四月分以降、二・九八%引き上げる。
- 三、公務関係扶助料の最低保障額を、平成二年四月分以降、二・九八%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、同月分以降、十一万四百日（現行十万五千三百円）に引き上げる。
- 四、傷病恩給の基本年額を、平成二年四月分以降、二・九八%引き上げる。
- 五、傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成二年四月分以降、二・九八%引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同月分以降、六万四千三百円（現行六万円）に引き上げる。

六、普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成二年四月分以降、扶養遺族である子を二人以上有する妻にあっては二十二万九千二百円（現行二十二万千円）に、扶養遺族である子を一人有する妻及び扶養遺族である子を有しない六十歳以上の妻にあっては十三万九千円（現行十二万六千三百円）に、それぞれ引き上げる。

七、本法律は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用する（衆議院において「平成二年四月一日施行」を修正）。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を本年四月分から、二・九八%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算についても、その額を本年四月分から、それぞれ引き上げようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日について、所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額の改定方式、恩給欠格者の処遇問題、戦後強制抑留者に対する慰謝事業等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

##### 要旨

本法律案は、若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官として引き続きいた在職期間が二十年以上である者で若年定年に達したことにより退職した者その他これに準ずる者に対し、若年定年退職者給付金を支給する。
- 二、若年定年退職者給付金は、退職の年及び退職の翌々年の二回に分割して支給する。給付金の額は、算定基礎期

間（定年年齢から六十歳までの期間）一年につき、退職時俸給月額額の六カ月分とし、第一回目の給付金にあっては支給総額の七分の二相当額を、第二回目の給付金にあっては七分の五相当額をそれぞれ支給する。

三、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることができる。なお、一定の場合には給付金を追給する。

四、題名を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定に、若年定年退職者給付金に関することを加える。

五、国家公務員等共済組合法等関係法律について所要の改正を行う。

六、本法律は、平成二年十月一日から施行し、施行後に定年等により退職した者について適用する。

##### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、自衛官として引き続き

た在職期間が二十年以上である者で若年定年に達したことにより退職した者に対し、若年定年退職者給付金を支給すること、第二に、本給付金は、二回に分割して支給することとし、給付金の額は、定年年齢から六十歳までの期間一年につき、退職時俸給月額額の六カ月分とし、第一回目の給付金にあっては支給総額の七分の二相当額を、第二回目の給付金にあっては七分の五相当額をそれぞれ支給すること、第三に、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、また、既に支給した第一回目の給付金についても返納させることができることとする一方、一定の場合には給付金を追給すること等であります。

委員会におきましては、本給付金の性格、自衛官の再就職の実態、退職後の所得額と給付金の調整問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉川理事より、本法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案  
(閣法第三三三号)

#### 要旨

本法律案は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行の旅費の定額を引き上げようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日当、宿泊料及び食卓料の定額を約三二%引き上げる。
- 二、移転料の定額を約三四%引き上げる。
- 三、本法律は、平成二年四月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、国家公務員の出張、赴任等の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料及び食卓料の定額を約三二%、移転料の定額を約三四%引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、旅費の改定時期、移転料の官民格差、旅費定額算定の根拠等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（閣法第三六号）

#### 要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

- 一、即位礼正殿の儀の行われる日（平成二年十一月十二日）を休日とする。
- 二、本法律に規定する日は、他の法令の規定の適用については、国民の祝日に関する法律に規定する日とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。

#### 委員長報告

五一ページ参照

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

#### 要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二年三月二十三日付けの意見の申し出にかんがみ、所要の改定を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、年金たる補償の額について、年度ごとに四月一日における職員の給与水準の変動に応じて改定する。
- 二、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定する。
- 三、本法律は、平成二年十月一日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する本年三月二

十三日付けの国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申し出にかんがみ、所要の改正を行おうとするものでありまして、その主な内容は、年金たる補償の額について、年度ごとに四月一日における職員の給与水準の変動に応じて改定するとともに、長期療養者の休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を設定しようとするものであります。

委員会におきましては、公務災害認定の現状及びその審査手続きのあり方、過労死の実態とその認定問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局後、日本共産党の吉岡委員より、休業補償に係る平均給与額について、年齢階層ごとの最高限度額を設定する規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### 臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第六五号）

##### 要旨

本法律案は、国際的調和、国民生活の質的向上などのための公的規制の緩和、行政運営の透明性・公正の確保などを始めとして引き続き行政改革の推進が要請されている現下の情勢にかんがみ、また、本年四月十八日に提出された臨時行政改革推進審議会の最終答申を踏まえ、総理府に改めて臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであって、主な内容は次のとおりである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、臨時行政改革推進審議会を設置する。

二、審議会は、行政改革に関し臨時行政調査会（昭和五十八年三月十六日設置、昭和五十八年三月十五日廃止）の行った答申並びに臨時行政改革推進審議会（昭和五十八年六月二十八日設置、昭和六十一年六月二十七日廃止及び昭和六十二年四月二十日設置、平成二年四月十九日廃止）の述べた意見及び行った答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣



に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申する。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員九人をもつて組織する。

四、審議会は、行政機関の長等に対して、資料の提出等の必要な協力を求めることができるほか、行政機関等の運営状況を調査することができるものとする。

五、審議会は、本法律施行の日から起算して三年を経過した日に廃止する。

六、本法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、審議会委員の両院の同意に関する部分は、公布の日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び議決案につきまして、御報告申し上げます。

まず、臨時行政改革推進審議会設置法案は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、改めて臨時行政改革推進審議会を設置

しようとするものであります。

審議会の構成は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員九人をもつて組織することとし、また、審議会は、本法律施行の日から起算して三年を経過した日に廃止されることとなっております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣の出席を求めるとともに、熱心な審査が行われ、第三次行革審の設置目的及び調査審議事項、第二臨調以降九年間の行政改革に対する評価、審議会委員の選考方法等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して山口理事より反対、自由民主党を代表して大城理事より賛成、日本共産党を代表して吉川理事より反対、公明党・国民会議を代表して中川委員より賛成、民社党・スポーツ・国民連合を代表して田淵委員より賛成、の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国憲法第八条の規定による議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が皇室経済法施行法第二条に規定

するもののほか、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円を賜与すること、並びに平成二年十一月一日から十二月二十日までの間において、内閣の定める基準により、贈与される物品を譲り受けることができるようにするものであります。

委員会におきましては、坂本内閣官房長官より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本議決案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 日本国憲法第八条の規定による議決案（閣議第一号）

#### 要旨

本議決案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第二条に規定するもののほか、

- 一、平成二年十二月三十一日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、一億円以内を賜与すること、
  - 二、平成二年十一月一日から同年十二月二十日までの間において、内閣の定める基準により、贈与される物品を譲り受けること、
- ができるようにするものである。

委員長報告

前ページ参照